

LAW250 地方自治法

2年 3,4 クオーター

担当教員 清水 泰幸

授業形態 講義

単位数 2

曜日・时限 火曜日・5時限

授業概要

地方自治法とは、都道府県や市町村といった地方政府に関する統治機構、および、住民の権利義務を定める法であり、また、行政法の一分野である。地方自治制度は日本国憲法 92 条以下に規定されているが、具体的な事柄については、国会制定法である地方自治法により定められている。

住民に身近な統治団体である地方自治体に関して、日本国憲法が定める地方自治の理念がどのように具体化されているのかを理解し、地方政府の特色、国と地方政府との関係、住民の権利義務について学んでいく。

到達目標

都道府県や市町村といった地方政府は、住民サービスの提供（水道事業、ごみの収集、警察や消防など）のみならず、様々な権利を私たちに付与する一方で（国民健康保険、介護保険といった社会保障など）、様々な規制（飼い犬の登録や予防接種を受けさせる義務、飲食業や旅館業の許可制など）をしている。

このように、私たちの日常生活と密接な関わりを持つという点では、中央政府である国がその役割を果たすのは稀であり、現実には、地方政府が数多くの場面で登場し、重要な役割を担っている。こうした中で、地方自治体がいかなる法のもとで活動しているのかを学びつつ、地方自治法が定める住民の権利や義務について、日常生活での実感を伴うような理解を獲得する。

先修科目

行政法 I (総論)、行政法 II (行政救済法) を既修であることが望ましい。

教科書・参考資料等

教科書

川崎政司『地方自治法基本解説 第6版』(法学書院、2015年)。

参考書

- ・地方自治法が掲載されている最新年度の六法を持参すること。
- ・磯部力・小幡純子編『地方自治判例百選 第4版』(有斐閣、2013年)。

授業の方法

講義形式で行う。授業では単元ごとのレジュメを配布して教科書と併用する。

成績評価

学期末試験（筆記試験）の成績をもって評価する。

成績

学期末試験の成績のみを評価の対象とする。

授業スケジュール

第1回 地方自治の法原理

日本国憲法に定められた地方自治制度の意義について学ぶ。

第2回 地方自治の意義と歴史

中央集権制度との対比、また、地方自治という概念の歴史的展開を学ぶ。

第3回 地方自治体の種類

日本国憲法および地方自治法に定められた地方自治体の種類を学ぶ。

第4回 地方議会の議会制度と議員の地位

都道府県・市町村議会の権限、ならびに、地方議員の地位と選出方法について学ぶ。

第5回 長の身分と権限

地方自治体の長の身分・役割・権限、ならびに、議会との関係について学ぶ。

第6回 執行機関と行政組織

執行機関多元主義の概念と執行機関の構成について学ぶ。

第7回 行政委員会制度

行政委員会制度の意義、ならびに、長との関係について学ぶ。

第8回 住民の権利・義務

住民たる地位、ならびに、住民の権利と義務について学ぶ。

第9回 地方自治体の意思決定と直接請求制度

間接民主制を原則とするなかで、地方自治法の定める直接請求制度の意義について学ぶ。

第10回 住民監査請求

住民が地方自治体の事務をチェックする仕組みである、住民監査請求について学ぶ。

第11回 住民訴訟

住民が地方自治体の事務をチェックする仕組みである、住民訴訟について学ぶ。

第12回 条例の意義

地域立法であるところの条例の意義、および、法律と条例の関係について学ぶ。

第13回 地方財政の仕組み

地方自治体の会計制度、ならびに、国と地方政府の財政上の関係について学ぶ。

第14回 公の施設

地方自治体が設置する公の施設について、住民の利用する権利について学ぶ。

第15回 関与法制・係争処理手続

地方自治体が処理する事務の種類、また、国と地方との間の紛争処理手続について学ぶ。

事前・事後学習

予習については、次回扱う単元について、教科書を事前に読んでおくのが望ましい。復習については、授業を受けた日から間を置かずに講義ノートを整理すること、このとき教科書などを参照しつつ授業のポイントや疑問点を明確にし、疑問が解消できない場合には、次回の授業で質問できるようにしておくこと。